

【53用 語】

【先般…せんぱん】先ごろ、先だつて

【羈客…きかく】旅人

【巡幸…じゅんこう】天皇が方々をめぐり歩くこと

【行在所…あんざいしょ】天皇が巡幸する際の仮のすまい

【追日…ついじつ】日を追つて、日に日に

【沙汰…さた】指図、命令、通知、連絡

【不取締…ふとりしまり】警備や取り締まりが手ぬるいこと

【53解 説】

明治十一年（一八七八）九月二日から六日までの五日間、明治天皇が北陸・東海両道巡幸の途次、群馬県内にも立ち寄り民情視察を行った。天皇は九月二日午後、埼玉県から群馬県に入り新町駅行在所に到着すると、翌日から前橋・高崎方面を巡り、前年十月に開業したばかりの新町脣糸紡績所をはじめ、群馬県庁・群馬県衛生所兼医学校・群馬県師範学校・前橋精糸原社・東京鎮台高崎分営などを訪れている。六日には碓氷郡松井田行在所を出発し、碓氷峠を越えて午後六時過ぎには長野県の追分行在所に到着した。

本文書は、この巡幸に際し九月二日の行在所となった新町駅「羈客所」や新たに増築された部分の管理について、巡幸後の九月八日、戸長らが楯取県令に提出した上申書である。内容は県から指示があるまでは、新町駅で諸施設の警備などを継続して行つていくというものである。